高座清掃施設組合
新ごみ処理施設整備・運営事業

要求水準書
（運営・維持管理業務編）

平成26年８月１日

高座清掃施設組合

目次

第１章　総 則 1
　第１節　本要求水準書の位置付け 1
　第２節　運営・維持管理業務における基本方針 1
　第３節　一般概要 1
　第４節　一般事項 2
　第５節　運営・維持管理条件 8
　第６節　運営・維持管理モニタリングの実施 10

第２章　運営・維持管理体制 11
　第１節　業務実施体制 11
　第２節　有資格者の配置 11
　第３節　連絡体制 11

第３章　受入管理業務 12
　第１節　本施設の受入管理業務 12
　第２節　受入管理 12
　第３節　案内・指示 12
　第４節　料金徴収 12
　第５節　受入時間 12

第４章　運転管理業務 14
　第１節　本施設の運転管理業務 14
　第２節　運転条件 14
　第３節　稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力 15
　第４節　搬入廃棄物の性状分析 15
　第５節　適正処理 15
　第６節　適正運転 16
　第７節　搬出物の保管及び積込 16
　第８節　搬出物の性状分析 16
　第９節　運転計画の作成 16
　第 10 節　運転管理マニュアルの作成 17
　第 11 節　運転管理記録の作成 17
　第 12 節　売電の事務手続き及び発電条件 17

第５章　維持管理業務 18
第１節　本施設の維持管理業務 18
第２節　備品・什器・物品・用役の調達・管理 18
第３節　点検・検査計画の作成 18
第４節　点検・検査の実施 18
第５節　補修計画の作成 19
第６節　補修の実施 19
第７節　精密機能検査 19
第８節　土木・建築設備の点検・検査、補修等 20
第９節　機器等の更新 20
第 10 節　長寿命化計画の作成 20
第 11 節　改良保全 20

第６章　環境管理業務 22
第１節　本施設の環境管理業務 22
第２節　環境保全基準 22
第３節　環境保全計画 23
第４節　作業環境保全基準 23
第５節　作業環境保全計画 24

第７章　プラザ棟運営管理業務 25
第１節　プラザ棟の運営業務 25
第２節　プラザ棟の維持管理業務 25

第８章　施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務 26
第１節　本施設の見学者の対応業務 26
第２節　地域住民対応支援業務 26

第９章　情報管理業務 27
第１節　本施設の情報管理業務 27
第２節　運転管理記録報告 27
第３節　調達結果報告 27
第４節　点検・検査報告 27
第５節　補修・更新報告 27
第６節　環境保全報告 28
第７節　作業環境保全報告 28

第８節　啓発活動等業務報告 28
第９節　施設情報管理 29
第 10 節　本施設の維持管理の記録に関する報告 29
第 11 節　その他管理記録報告 29

第 10 章　副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務 30
第１節　副生成物の資源化業務 30
第２節　焼却灰等の資源化業務 30
第３節　有価物の資源化業務 30

第 11 章　乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務 32
第１節　乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化業務 32

第 12 章　その他関連業務 33
第１節　本施設の関連業務 33
第２節　清掃 33
第３節　植栽管理 33
第４節　防火管理・防災管理 33
第５節　警備・防犯 33
第６節　災害時対応 33

別紙 1 測定項目及び頻度 35
別紙 2 ごみ質分析の方法 37
別紙 3 敷地外清掃等の範囲及び頻度 40

第１章　総 則

第１節　本要求水準書の位置付け

「新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（運営・維持管理業務編）」（以下「本要求水準書」という。）は、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）が「新ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集・選定にあたり応募者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、「新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（設計・建設業務編）」（以下「要求水準書（設計・建設業務編）」という。）に基づき整備される高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設等から構成される新ごみ処理施設に関する運営・維持管理業務の各業務に関して、組合が本事業に係る基本契約に基づく運営業務委託契約を締結する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して要求するサービスの水準を示すものである。

なお、組合は本要求水準書の内容を，事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

第２節　運営・維持管理業務における基本方針

本施設の性能及び機能は、全て事業者の責任で発せられるものとし、本要求水準書等に示されている諸条件、事業者が作成した設計図書等に明示されていない事項であっても性能保証という建設工事請負契約の性質上必要なものについては、組合の指示に従い事業者の責任で施工することとしている。運営・維持管理業務においても、本施設の長期安定稼働を確保するため、本要求水準書等に示されていない諸条件、事業者が作成する長期運営事業計画等の図書に示されていない事項であっても、運営・維持管理上必要な業務については、組合の指示に従い事業者の責任において行うこと。

また、運営・維持管理業務に当たっては要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第１節 1.1 事業の目的」及び「第１章 第１節1.9全体計画」、事業提案書、特定事業契約書を遵守すること。また、本業務の履行状況についてセルフモニタリングを実施し適切に履行されているかを確認すること。

第３節　一般概要

１．業務名称

新ごみ処理施設整備・運営事業　運営・維持管理業務

２．業務実施場所

神奈川県海老名市本郷１番地の１

３．対象施設及び施設概要

本業務における対象施設は要求水準書（設計・建設業務編）により整備される施設及び重機類・車両等であり、以下のとおりである。（以下、本業務の対象施設を、「本施設」という。）

(1)　高効率ごみ発電施設　　245t/日
(2)　マテリアルリサイクル施設　14t/５ｈ
(3)　プラザ棟
(4)　関連施設
　　要求水準書（設計・建設業務編）により整備される上記以外の全ての施設
(5)　要求水準書（設計・建設業務編）により、本施設に納入される重機類

４．業務内容

本業務は、本施設に関する以下に示す業務とし、本要求水準書に示すとおりである。

(1)　受入管理業務
(2)　運転管理業務
(3)　維持管理業務
(4)　環境管理業務
(5)　プラザ棟運営管理業務
(6)　施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務
(7)　情報管理業務
(8)　副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務
(9)　乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化業務
(10)　その他関連業務

５．業務期間

本施設の運営・維持管理期間（以下「本業務期間」という。）は、平成31年４月（予定）から平成51年３月末までの20年間とする。

６．本施設の基本性能

本要求水準書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、ごみ処理施設及び地域防災拠点等としての機能であり、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第16節 正式引渡」に示す正式引渡時において、確認される施設の性能である。

第４節　一般事項

１．要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件を遵守すること。

２．関係法令等の遵守

事業者は、関係法令等、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第５節 5.1関係法令等の遵守」を遵守すること。

３．生活環境影響調査書の遵守

事業者は、「ごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査」の内容を遵守すること。また、組合が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

４．組合への報告・協力

(1)　事業者は、本業務に関して、組合が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。

(2)　事業者は、定期的な報告は本要求水準書「第９章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は「第１章 第４節 10緊急時対応」に基づくこと。

５．関係官庁への報告・届出

(1)　組合が、関係官庁へ報告、届出等を必要とする場合、組合の指示に従って、事業者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費は全て事業者が負担すること。

(2)　事業者が行う運営・維持管理に係る報告、届出等に関しては、事業者の責任により行うこと。

６．一般廃棄物処理実施計画等作成への協力と計画の遵守

事業者は、本業務期間中、組合が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を作成するために協力をするとともに策定した実施計画を遵守すること。

また、事業者は、組合及び構成市で策定する「一般廃棄物処理基本計画」（概ね５年に１回見直し）に協力するとともに本事業の上位計画と位置付けること。

７．組合の検査

組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

８．関係官庁の指導等

事業者は、本業務期間中、関係官庁の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は特定事業契約書に定める。

９．労働安全衛生・作業環境管理

(1)　事業者は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）等関係法令に基づき作業従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。

(2)　事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告す

ること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

(3)　事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における作業従事者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

(4)　事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、作業従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

(5)　事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の２、平成13年４月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、組合が定める者の同席を要すること。

(6)　事業者は、高効率ごみ発電施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、作業従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

(7)　事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（以下「安全作業マニュアル」という。）を定め、作業従事者に周知徹底させ、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

(8)　安全作業マニュアルは本施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

(9)　事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。

(10)　事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業従業者に対して健康診断を実施し、その結果と結果に対する対策について組合に報告すること。

(11)　事業者は、作業従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

(12)　事業者は、安全確保に必要な防火・防災訓練、避難訓練等を定期的に行うこと。訓練の開催ついては、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

(13)　事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

10. 緊急時対応

(1)　事業者は、地震・火災・洪水等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の緊急時においては、作業従事者の安全確保を最優先するとともに、周辺環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。また、災害等により、来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。

(2)　事業者は、緊急時における人身の安全確保、本施設の安全停止、処理継続のための応急対応、本施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行い、本施設の安全を確認した後、早急に処理継続のための応急対応を行い本施設を復旧し、廃棄物の適正処理を継続すること。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応

じて随時改善すること。改善した緊急対応マニュアルについては、組合に報告し、組合の承諾を得ること。

(3)　事業者は、台風・大雨、火災、事故、作業従事者の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。

(4)　事業者は、緊急時に、緊急対応マニュアルに基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

(5)　緊急時に対応した場合、事業者は直ちに対応状況、緊急時の本施設の運転記録等を組合に報告すること。また、報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

11. 急病等への対応

(1)　事業者は、本施設への搬入者、作業従業者及び来場者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の対応マニュアルを整備し、組合の承諾を得ること。

(2)　事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

(3)　事業者は、本施設にAED を設置すること。設置位置は、本施設内の作業従事者及び来場者の所在・動線等を踏まえ、適切な位置とすること。また、設置したAED は適切に管理するとともに、必要な講習等を受講し、常時使用可能とすること。

12. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

13. し尿処理施設及び構成市の施設との調整

事業者は、し尿処理施設からの汚泥、し渣等や構成市の資源化センター等と本施設の間で、廃棄物搬入量の調整を行う場合は、組合に協力すること。なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。

14. 障がい者の雇用

事業者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）を遵守し、本施設における手選別等の作業従事者については、可能な限り障がい者の配置に努めること。

15. 地元貢献

(1)　事業者は、本施設の運営・維持管理にあたっては、地元企業の活用について配慮すること。

(2)　事業者は、本施設の運営・維持管理にあたっては、構成三市での雇用促進に配慮すること。

(3)　事業者は、工事や材料の調達、納品に関して地元経済の活性化に寄与するように配慮すること。

(4)　事業者は、本施設周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や地域コミュニティーへの貢献等に努めること。

16. 個人情報の保護

事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「海老名市個人情報保護条例」（平成17年条例第13号）等を遵守すること。

17. 保険

事業者は、本業務期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。

(1)　第三者損害賠償保険

付保対象：本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害

付保期間：本業務期間

保険金額：対人は１名１億円以上とし、１事故最大10億円以上

対　　物：１事故最大１億円以上

そ の 他：組合を追加被保険者とする保険契約とすること

(2)　火災保険

付保対象：提案による

付保期間：本業務期間

保険金額：提案による

18. 運営実施計画書等の作成

(1)　事業者は、本業務の実施に際し、長期運営実施計画書及び運営マニュアルを本業務開始前に作成し、組合の承諾を受けること。

(2)　本業務期間中は、各年度の業務が開始する30日前までに長期運営実施計画に基づく、年間運営実施計画書を作成し、事前に組合の承諾を受けること。

(3)　長期運営実施計画、年間運営実施計画及び運営マニュアルに記載する参考例を以下に示す。

1)　長期運営実施計画書

①　本事業の運営・維持管理体制

②　各業務の実施体制

③　各業務の実施計画

④　安全衛生計画
⑤　運転管理計画（高効率ごみ発電施設・マテリアルリサイクル施設）
⑥　維持管理計画（高効率ごみ発電施設・マテリアルリサイクル施設・プラザ棟）
ア．点検、検査計画
イ．補修計画
ウ．更新計画
エ．調達計画
オ．副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化計画
カ．乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化計画
キ．その他必要な業務計画

2)　運営マニュアル
①　作業従事者教育マニュアル
②　安全作業マニュアル
③　緊急対応マニュアル
④　運転・管理マニュアル
⑤　検査マニュアル
⑥　プラザ棟啓発等活動マニュアル
⑦　見学者対応マニュアル
⑧　モニタリングマニュアル
⑨　個人情報保護マニュアル
⑩　その他必要なマニュアル

3)　年間運営実施計画
①　受入管理業務
ア．業務実施体制
イ．受入管理マニュアル
②　運転管理業務
ア．業務実施体制
イ．月間運転計画、年間運転計画
ウ．運転管理マニュアル
エ．日報、週報、月報、年報等様式含む
オ．発電、売電計画
③　維持管理業務
ア．維持管理実施体制
イ．点検、検査計画
ウ．補修計画
エ．更新計画
オ．調達計画

カ．点検等記録の様式含む

④　環境管理業務

ア．環境保全基準

イ．環境保全計画（モニタリング）

ウ．作業環境基準

エ．作業環境保全計画（モニタリング）

⑤　プラザ棟運営管理業務

ア．業務実施体制

イ．啓発設備等維持管理計画

ウ．啓発等活動計画

⑥　施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務

ア．業務実施体制

イ．年間見学者対応要領

ウ．年間地域住民対応要領

⑦　情報管理業務

ア．各種様式、記録の改訂及び保管

イ．情報公開要領

⑧　副生成物及び焼却灰等及び有価物の資源化業務

ア．業務実施体制

イ．月間資源化計画、年間資源化計画

⑨　乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化業務

ア．業務実施体制

イ．月間資源化計画、年間資源化計画

⑩　その他関連業務

ア．清掃要領及び体制

イ．防火管理、防災管理要領及び体制

ウ．施設警備防犯要領及び体制

エ．植栽管理計画、管理体制

オ．IS014001環境マネジメントシステムの準拠

第５節　運営・維持管理条件

１．本業務に関する図書

本業務は、次に基づいて行うこと。

(1)　新ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書

(2)　新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（運営・維持管理業務編）

(3)　新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（設計・建設業務編）

(4)　新ごみ処理施設整備・運営事業 提案書（以下「事業提案書」という。）

(5)　その他組合の指示するもの

２．事業提案書の変更

事業者は、提出された運営・維持管理に関する事業提案書の内容は変更できない。ただし、組合の指示により変更する場合はこの限りではない。また、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるように対応すること。

３．本要求水準書記載事項

本要求水準書に記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。よって、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を運営・維持管理するために必要と認められるものについては、事業者の責任において対応すること。

４．契約金額の変更

上記２、３の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

５．本業務期間終了時の引渡条件

事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たすことを確認し、組合の承諾を得た上で、本施設を組合に引渡すこと。

(1)　本施設の性能に関する条件

1)　本施設の基本性能が確保されており、組合が本要求水準書に記載のある業務を、事業期間終了後も10年間にわたり継続して業務を実施することに支障のない状態であることを基本とする。建物の主要構造部は、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。

2)　内外の仕上げや設備機器等は、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む）は除く。

3)　設備機器等は、当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む）については除く。

4)　事業者は、引渡時において以下の確認を行うこと。

①　事業者は、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第９節 9.3引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。

②　事業者は、全ての設備（機械設備、土木・建築設備（要求水準書（設計・建設業務編）「第４章 土木建築工事仕様」の対象設備）を含む。）について以下の確認を行うこと。

ア．内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）

・汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。

・浸水、漏水がないこと。

・その他、異常がないこと。

イ．内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）

・異常な振動、音、熱伝導等がないこと。

・開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。

・各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。

・その他、異常がないこと。

5) プラザ棟内啓発設備の更新（啓発及び環境学習のメニューを含む）

(2) 運営・維持管理の引継ぎに関する条件

1) 組合が本要求水準書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、組合及び組合が指定する者へ業務の引継ぎを行うこと。

2) 引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本要求水準書及び運営業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。

3) 事業者は、業務期間終了後、組合が指定する者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱について、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書、取扱説明書及び手引き書等の教材等は、あらかじめ事業者が作成し、組合の承諾を受けること。

4) 引継ぎに係る教育指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は本業務期間終了時から逆算して教育指導を計画すること。

5) 教育指導は、机上研修、現場研修、実施研修を含むものとすること。

(3) その他

1) ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は可能な限り処理すること。

2) 本業務期間終了時における引渡の詳細条件は、組合と事業者の協議により決定するものとし、協議は本業務期間終了の５年前を目処に開始する。

第６節　運営・維持管理モニタリングの実施

組合は、事業者による運営・維持管理業務の状況が、運営業務委託契約書、要求水準書（設計・建設業務編）、本要求水準書及び事業者からの運営・維持管理業務の事業提案書等に定める要件を満足していることを確認するために、「モニタリング基本計画書」に基づき行う。

なお、モニタリングは事業期間内及び事業終了時に実施することから事業者は、組合が実施するモニタリングに協力すること。

第２章　運営・維持管理体制

第１節　業務実施体制

１．事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。なお、整備する体制は、作業従事者及び来場者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。

２．事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。

３．事業者は、各種マニュアル、業務実施計画書等の変更に伴い、作業従事者に対して、必要な教育及び研修を実施すること。

第２節　有資格者の配置

１．事業者は、自らの責任において円滑に業務が行えるように、次に示す法定有資格者等を配置し、必要な届出等の手続きを行うこと。

なお、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）については、運営開始後２年間以上において、一般廃棄物を対象とした発電設備を有する高効率ごみ発電施設（ストーカ式焼却炉、シャフト式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉）の現場総括責任者としての経験を有する者を専任で配置すること。

(1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設、破砕・リサイクル施設）
(2) 電気主任技術者（２種以上）
(3) ボイラータービン主任技術者
(4) クレーン・デリック運転士
(5) 危険物取扱者（甲種または乙種4類）
(6) 酸素欠乏危険作業主任技術者
(7) 特定化学物質等取扱作業主任者
(8) 圧力容器作業主任者

２．事業者は、防火・防災管理者を配置すること。

３．安全衛生管理者を配置すること。

４．事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、関係官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

第３節　連絡体制

事業者は、平常時および緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合の承諾を得ること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。

第３章　受入管理業務

第１節　本施設の受入管理業務

事業者は、本要求水準書、事業提案書、特定事業契約書、関係法令等を遵守し、適切な受入管理業務を行うこと

第２節　受入管理

１．計量施設において、収集（直営、委託）、搬入許可業者、直接搬入の各車両に対して計量業務を行う。

２．プラットホームにおいて、組合が定める搬入基準を満たしていることを確認するための内容物の確認検査を実施すること。

３．プラットホーム内及びその周辺では、車両誘導員を配置し、搬入・搬出車両を安全に誘導、指示すること。

４．プラットホームの監視において、処理不適物、危険物等が混入しないように監視し、確認された場合は、持ち込んだ者に持ち帰らせること。

５．マテリアルリサイクル施設に搬入されたごみから、有価物、処理不適物等を取り除くこと。

６．上記５で回収した有価物については、事業者が売却することを可能とする。また、処理不適物等は、ストックヤードに搬送すること。

７．副資材の搬入の際は、必要に応じて計量施設において計量管理を行うこと。

８．スラグ等の副生成物、マテリアルリサイクル施設で回収した有価物の計量管理は、事業者が行うこと。

９．上記７、８の計量は、搬入・搬出車両に影響が生じないように行うこと。

第３節 案内・指示

１．事業者は、安全に搬入が行われるように、計量施設及び敷地内において、搬入・搬出車両を案内・指示すること。

２．事業者は、誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。また、敷地内外へ渋滞する場合には、敷地内外の交通整理を行うこと。

３．事業者は、本施設の搬入・搬出車両による本施設外での廃棄物等の飛散を防止するための運転手に指示をすること。

第４節 料金徴収

料金の徴収は、組合が行う。

第５節 受入時間

事業者は、表3-1に示す受付時間において、プラットホームで受入管理を行うこと。

表 3-1 本施設の受付時間

搬入形態	ごみの種類	月曜から土曜日	
		開始時間	終了時間
委託	全種類	8：30	17：00
許可	可燃ごみ	8：30	17：00
	可燃ごみ以外	8：30	17：00
直営	全種類	8：30	17：00
一般持込	全種類	8：30	17：00

※日曜及び大晦日、年始３日間は除く。

第４章　運転管理業務

第１節　本施設の運転管理業務

事業者は、本要求水準書、要求水準書（設計・建設業務編）、事業提案書、特定事業契約書、関係法令、事業提案書等を遵守し、本施設を適切に運転すること。また、本施設の基本性能（本要求水準書「第１章 第３節 ６本施設の基本性能」）を十分に発揮させるとともに、搬入された廃棄物の質、量の変動に対しても、安全・安定的かつ適正に処理するように、運転管理業務を実施すること。

第２節　運転条件

１．処理対象廃棄物

(1)　高効率ごみ処理施設

要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第２節 高効率ごみ発電施設 計画主要項目」参照

(2)　マテリアルリサイクル施設

要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第３節 マテリアルリサイクル施設 計画主要項目」参照

２．計画処理量

(1)　要求水準書（設計・建設業務編）「第1章 第２節 高効率ごみ発電施設 計画主要項目」及び「第１章 第３節 マテリアルリサイクル施設 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、高効率ごみ発電施設は245t/24h、マテリアルリサイクル施設は14t/5h（乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）は除く）の処理を可能とすること。

(2)　要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第２節 高効率ごみ発電施設 計画主要項目」及び「第１章 第３節 マテリアルリサイクル施設 計画主要項目」に示されたごみ質に対し、高効率ごみ発電施設は65,776t/年以上、マテリアルリサイクル施設は不燃ごみ及び粗大ごみ2,852t/年以上の処理を可能とすること。

(3)　搬入量の多寡に関わらず、適正かつ効率的な処理を可能とすること。

(4)　火災によって生じた廃棄物（以下「火災ごみ」という。）のうち、組合が受け取りを許可した火災ごみの処理を行う場合がある。なお、委託費につては、変動費で調整する。

３．公害防止条件

要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第４節 環境保全に係わる計画主要項目」参照

４．ユーティリティー条件

要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第１節 1.10事業用地の立地条件」参照

５．年間運転日数

(1)　搬入される各年度の計画処理量を、安全かつ安定的に滞りなく処理することを条件に計画すること。
(2)　高効率ごみ発電施設は、１炉あたり90日以上の連続運転を可能とすること。また、１炉当たりの年間稼働日数は、適切な点検補修期間を確保しつつ300日以上の運転を可能とすること。
(3)　マテリアルリサイクル施設の年間稼働日数は、300日以上が可能とすること。

６．運転時間

(1)　高効率ごみ発電施設の運転時間は24h/日、マテリアルリサイクル施設の運転時間は５h/日とし、受付時間（本要求水準書「第３章 第５節 受入時間」）において、速やかに受入が可能とすること。
(2)　マテリアルリサイクル施設の運転可能日は、月曜日から土曜日（日曜、大晦日及び年始３日間以外）とする。ただし、事前に組合の承諾を得た場合は、運転可能日以外に運転することを認める。

７．重機類・車両等の仕様

(1)　事業者は、要求水準書（設計・建設業務編）で納入される重機類・車両等以外で、本業務に必要な重機類・車両等を用意すること。
(2)　事業者は、重機類・車両等の選定にあたっては、可能な限り、環境配慮型を選定すること。

第３節　稼働後の長期安定稼働試験及び確認性能試験への協力

事業者は、本事業に係る基本契約に基づく建設工事請負契約を締結する民間事業者（以下「建設事業者」という。）が、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第９節 9.5稼働後の長期安定稼働試験」及び「第１章 第９節 9.6確認性能試験」に基づき実施する試験に関して、建設事業者と協議の上、必要な協力を行うこと。

第４節　搬入廃棄物の性状分析

事業者は、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル施設に搬入された廃棄物の性状ついて、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目及び頻度は、「別紙１測定項目及び頻度」及び「別紙２ごみ質分析の方法」に示す内容について含むものとすること。

第５節　適正処理

１．事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。
２．事業者は、本施設より発生する焼却灰等、副生成物、鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さ等が関係法令、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第２節 2.12処理生成物基準」、「第１章 第３節 3.8選別性能基準」、「第１章 第３節 3.9破砕性能基準」、「第１章 第９節 性能保証」等を満たすように適切に処理すること。

３．事業者は、本施設より発生する鉄、アルミ等が、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第３節 3.8選別性能基準」、「第１章 第９節 性能保証」等に示す純度・回収率を満たすように適切に処理すること。

４．焼却灰等、副生成物、鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さ等が関係法令、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第２節 2.12処理生成物基準」、「第１章 第３節 3.8選別性能基準」、「第１章 第３節 3.9破砕性能基準」、「第１章 第９節 性能保証」等を満たさない場合、事業者は、当該廃棄物を関係法令、要求水準書（設計・建設業務編）「第１章 第２節 2.12処理生成物基準」、「第１章 第３節 3.8選別性能基準」、「第１章 第３節 3.9破砕性能基準」、「第１章 第９節 性能保証」等を満たすよう必要な処理を行うこと。なお、当該廃棄物は、変動費の対象とはしない。

第６節　適正運転

事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第７節　搬出物の保管及び積込

１．事業者は、本施設より排出される焼却主灰、焼却飛灰、溶融飛灰及びマテリアルリサイクル施設からの残さ（以下、総称して「焼却灰等」という）、鉄、アルミその他の非鉄等の有価物（以下、総称して「有価物」という。）、溶融処理に伴って排出されるスラグ・メタル（以下、総称して「副生成物」という。）、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）等が、有効利用に支障のないように適切に保管すること。

２．事業者は、本施設より排出される焼却灰等、副生成物、有価物、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）等を、本施設より搬出する際の積込み作業を適切に行うこと。

３．事業者は、本施設より排出した焼却灰等、副生成物、有価物、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）等の搬出量を記録し、組合に報告すること。

４．事業者は、搬出物の積込みに必要な重機類・車両等を用意すること。

第８節　搬出物の性状分析

１．事業者は、本施設より搬出する焼却灰等、副生成物、有価物、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）等の量について計量し管理すること。

２．事業者は、本施設より搬出する焼却灰等、副生成物等の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

第９節　運転計画の作成

１．事業者は、本施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。

２．事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成すること。

３．全設備の停止は、共通部分の定期点検、定期補修等やむを得ない場合以外は行わないこと。

４．高効率ごみ発電施設については、定期点検、定期補修等の場合は１炉のみ停止し、他は原

則として常時運転すること。また、受電設備、余熱利用設備等の共通部分を含む機器の定期点検、定期補修等については、最低限の全炉休止期間をもって安全作業が十分確保できるよう配慮すること。

5．事業者は、マテリアルリサイクル施設の定期点検、定期補修等を行う場合は、処理に支障が出ないようにすること。

6．事業者は、自らが作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。

7．事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画について、組合の承諾を得た上で、計画を実施すること。

8．事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画を変更し、組合の承諾を得ること。

9．神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、光化学オキシンダントに係る警報が発令された場合は、県条例に準じて運転すること。

第 10 節　運転管理マニュアルの作成

1．事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定すると共に、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

2．事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。

3．事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。なお、運転管理マニュアルを変更する場合は、組合の承諾を得ること。

第 11 節　運転管理記録の作成

事業者は、以下の内容を含んだ運転日誌、日報、週報、月報、年報等を作成すること。なお、記録内容及び様式については、組合の指示に従うこと。

1．運転データ（処理量、副生成物及び焼却灰等の排出量、稼働時間、発電量、排ガス濃度、温度、圧力等）

2．用役データ（電気、水道、燃料、薬品、井水等）

3．点検・検査、補修内容等

第 12 節　売電の事務手続き及び発電条件

1．事業者は、売電に係る事務手続を行うこと。なお、売電収益は事業者に帰属できるものとする。

2．事業者は、本施設を安全・安定的に運転することを前提に、使用電力の最小化（省エネ）を図ること。

第５章　維持管理業務

第１節　本施設の維持管理業務

事業者は、本要求水準書、事業提案書、特定事業契約書、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、本施設の基本性能（本要求水準書「第１章 第３節 ６本施設の基本性能」）を発揮し、搬入された廃棄物を、安全・安定的かつ適正に処理するように、本施設の維持管理業務を実施すること。

第２節　備品・什器・物品・用役の調達・管理

１．事業者は、経済性を考慮し、本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、組合に提出すること。調達計画には、本施設の備蓄庫等で保管する備品（組合が調達する備品は除く）も含むこと。

２．事業者は、調達した備品・什器・物品・用役について、調達実績を記録し組合に報告すること。本施設の備蓄庫等で保管する備品（組合が調達する備品は除く）については、災害発生時において、適切な備品が提供できるように調達すること。

３．事業者は、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

なお、本施設の保管庫等で保管される備品（組合が調達する備品も含む）についても、必要の際には支障なく使用できるように適切かつ安全に保管・管理すること。

第３節　点検・検査計画の作成

１．事業者は、点検および検査を、本施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように、点検・検査計画を策定すること。

２．事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、本業務期間を通じたもの）を作成し、組合に提出し、組合の承諾を得ること。

３．事業者は、全ての点検・検査を、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うように計画すること。

第４節　点検・検査の実施

１．事業者は、点検・検査計画に基づき、点検・検査を実施すること。

２．事業者は、日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。また、異常発生箇所及び事故発生箇所の類似箇所についても、臨時点検を実施すること。

３．事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

４．事業者は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

第５節　補修計画の作成

１．事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出し、組合の承諾を得ること。作成にあたっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。

２．事業者は、本業務期間を通じた補修計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。

３．事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は、組合の承諾を得ること。

４．事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果を踏まえ、本施設の基本性能を発揮するために必要となる各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

第６節　補修の実施

１．事業者は、点検・検査結果に基づき、本施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。

２．事業者は、補修に際して、補修工事施工計画書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

３．事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

４．事業者が行うべき補修の範囲は「表3.6.1補修の範囲（参考）」のとおりである。

表3.6.1　補修の範囲（参考）

	作業区分	概 要	作業内容（例）
予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油、給脂 ・調整、精度検査 ・部分取替等
	更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の補修又は交換→取付→調整→精度チェック
	予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
事後保全	緊急事故保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、機械設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

第７節　精密機能検査

１．事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第35号）

第５条及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年10月25日環整第45号）に基づき、３年に１回以上の頻度で、第三者による精密機能検査を実施すること。

２．事業者は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、組合の承諾を得ること。

３．事業者は、精密機能検査の結果を組合に報告するとともに、精密機能検査の結果踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

第８節　土木・建築設備の点検・検査、補修等

１．事業者は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。

２．事業者は、来場者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行うこと。

３．土木・建築設備の点検・検査、補修等に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含めること。

第９節　機器等の更新

１．事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画は、組合の承諾を得ること。

２．事業者は、本業務期間内に組合が最新の更新計画の作成を求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について組合の承諾を得ること。

３．事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器等の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。

第 10 節　長寿命化計画の作成

１．事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成22年３月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本施設の建設事業者が作成する施設保全計画を踏まえ、30年以上の安定稼働を確保させるための長寿命化計画を作成すること。

２．事業者は、点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、長寿命化計画を毎年度更新し、その都度組合の承諾を得ること。

３．事業者は、作成した長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検、検査、補修、更新、精密機能検査等を実施すること。

第 11 節　改良保全

１．事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を組合に提案すること。また、組合が改良保全を計画する場合は、その検討に協力すること。

２．改良保全の実施に関しては、財産処分を含め、組合において判断、了承する。
３．改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は組合と事業者で調整する。

第６章　環境管理業務

第１節　本施設の環境管理業務

事業者は、本要求水準書、事業提案書、特定事業契約書、関係法令、公害防止条件等を踏まえ、本施設の基本性能（本要求水準書「第１章 第３節 ６本施設の基本性能」）を十分に発揮し、適切な環境管理業務を行うこと。

また、運営期間中は、「別紙１　測定項目及び頻度」に示す項目の測定を行うこと。なお、「別紙１　測定項目及び頻度」に示した内容よりさらに詳細な計測を行うことも可能とする。

第２節　環境保全基準

１．事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令、環境影響調査等を遵守した環境保全基準を定めること。

２．事業者は、運営・維持管理にあたり、設定した環境保全基準を遵守すること。

３．法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議し、組合の承諾を得ること。

４．高効率ごみ発電施設の環境面に関する運営状況が要求水準を満足しているか否かの判断基準として、排ガスに係る運転管理基準、要監視基準及び停止基準を表5.2.1に示すとおり設定する。なお、運転管理基準及び要監視基準は、事業者の提案による。

５．運転管理基準を超えた場合は、組合へ報告するとともに監視を強化する。

６．要監視基準を超えた場合は、監視強化、原因究明、追加測定の実施、改善計画の作成、改善計画の実施、改善後の性能の確認等を実施し、全ての段階において組合による確認、承諾を得た後、高効率ごみ発電施設の平常運転を再開する。

７．停止基準を超えた場合は、原因究明、復旧改善計画の作成、復旧改善計画の実施、復旧改善後の性能の確認等を実施し、全ての段階において組合による確認、承諾を得た後、高効率ごみ発電施設の運転を再開する。

表5.2.1　排ガスの監視基準及び停止基準

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="2">運転管理基準</th><th colspan="2">要監視基準</th><th colspan="2">停止基準</th></tr>
<tr><th>基準値</th><th>判定方法</th><th>基準値</th><th>判定方法</th><th>基準値</th><th>判定方法</th></tr>
<tr><td>ばいじん
(g/m^{3}N)</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">１時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合は、監視を強化するとともに原因究明及び改善策を検討する。</td><td>0.005 以下</td><td rowspan="4">１時間値平均値が左記の基準値を２時間超えた場合は、高効率ごみ発電施設の運転を停止する。</td></tr>
<tr><td>硫黄酸化物
(ppm)</td><td></td><td></td><td></td><td>10 以下</td></tr>
<tr><td>塩化水素
(ppm)</td><td></td><td></td><td></td><td>10 以下</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物
(ppm)</td><td></td><td></td><td></td><td>50 以下</td></tr>
</table>

一酸化炭素 (ppm)				瞬時値のピーク 100ppm を極力発生させないようにする。	30 以下	４時間平均値が左記の基準値を超えた場合は、高効率ごみ発電施設の運転を停止する。
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m^3N)			—	—	0.05 以下	定期的に実施した測定した結果が基準値を超えた場合は、直ちに追加の測定を実施し、２回の測定結果が基準値を超えた場合は、高効率ごみ発電施設の運転を停止する。

第３節　環境保全計画

１．事業者は、本業務期間中、 環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、「別紙１測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとすること。

２．事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。

３．事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第４節　作業環境保全基準

１．事業者は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）等を遵守した作業環境保全基準を定めること。

２．事業者は、運営・維持管理にあたり、作業環境保全基準を遵守すること。

３．事業者は、法改正等により作業環境保全基準を変更する場合は、組合と協議し、組合の承諾を得ること。

第５節　作業環境保全計画

１．事業者は、本業務期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、「別紙１測定項目及び頻度」に示す内容について含むものとすること。

２．事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。

３．事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第７章　プラザ棟運営管理業務

第１節　プラザ棟の運営業務

１．プラザ棟内で行う啓発活動、環境教育活動等（以下、総称して「啓発活動等」という。）の実施にあたり、メニューづくりと啓発活動等の実施または支援を行う。

２．啓発活動等の実施にあたり、毎年度、新年度に入る30日前までに、年間の啓発活動等計画を作成し、組合の承諾を得ること。

なお、年間活動計画の策定にあたっては、組合は協力する。

３．毎年度、３月末に啓発活動等報告を作成し組合へ提出すること。

４．啓発活動等の実施または支援にあたっては、安全管理を行うこと。

５．啓発活動等の実施にあたり、本要求水準書「第１章 第４節 一般事項 17保険」で示した適切な保険に加入すること。

６．プラザ棟に必要な有資格者や技術者を配置すること。

第２節　プラザ棟の維持管理業務

１．本施設への来場者の受付及び全ての対応を行うこと。

２．プラザ棟内の啓発用の設備、環境学習用の設備、本施設説明用の設備等（以下「啓発設備等」という。）の維持管理計画書を作成し計画に基づいた適切な維持管理を行う。また、啓発、環境学習用に設置したプラザ棟外の施設についても同様に適切な維持管理を行うこと。

３．プラザ棟のホームページを作成する。また、ホームページは、組合、構成市のホームページとリンクさせること。

４．プラザ棟における啓発設備等は、事業期間中にリニューアルを行う。なお、リニューアルにあたっては、事前に組合の承諾を得ること。また、プラザ棟のホームページは適宜リニューアルを行うこと。

第８章　施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務

第１節　本施設の見学者の対応業務

１．事業者は、事業者が見学者への説明を行うこととし、組合は、見学者対応に協力する。

２．事業者は、見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。

３．事業者は、要求水準書（設計・建設業務編）「第２章 第14節 14.3説明用設備(６)説明用パンフレット」に示す説明用パンフレット（一般用、子供用、外国人用（英語））を配布できるように作成・確保すること。なお、建設時に作成した説明用パンフレットが残っている場合は、これを利用すること。また、説明用パンフレットの内容については、本業務期間中、必要に応じ更新し、組合の承諾を得るとともに、原版と電子データを組合に引き渡すこと。

第２節　地域住民対応支援業務

１．事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、地域の住民の信頼と理解協力を得ること。

２．事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、適切に初期対応を行い、組合に報告すること。

３．定期的に開催する組合と地元との協議、報告会等へ必要な情報の提供、資料作成支援等を行うこと。また、必要に応じて事業者は説明会に同席し、必要な説明等を行うこと。

第９章　情報管理業務

第１節　本施設の情報管理業務

事業者は、本要求水準書、事業提案書、特定事業契約書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。

第２節　運転管理記録報告

１．事業者は、運転計画（本要求水準書「第４章 第９節 運転計画の作成」）を作成し、組合に提出すること。
２．事業者は、本施設への種別搬入量・搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌等の内容を記載した日報、週報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
３．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
４．事業者は、運転記録に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第３節　調達結果報告

１．事業者は、調達計画（本要求水準書「第５章 第２節 備品・什器・物品・用役の調達・管理」）を作成し、組合に提出すること。
２．事業者は、調達結果を記載した調達報告書を作成し、組合に提出すること。
３．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
４．事業者は、調達に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第４節　点検・検査報告

１．事業者は、点検・検査計画（本要求水準書「第５章 第３節 点検・検査計画の作成」）、精密機能検査計画（本要求水準書「第５章 第７節 精密機能検査」）を作成し、組合に提出すること。
２．事業者は、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書、精密機能検査結果を記録した精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
３．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
４．事業者は、点検・検査及び精密機能検査に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第５節　補修・更新報告

１．事業者は、補修計画（本要求水準書「第５章 第５節 補修計画の作成」）、更新計画（本

要求水準書「第５章 第９節 機器等の更新」）、長寿命化計画（本要求水準書「第５章 第10節 長寿命化計画の作成」）を作成し、組合に提出すること。
2．事業者は、補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
3．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
4．事業者は、補修、更新等に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第６節　環境保全報告

1．事業者は、環境保全計画（本要求水準書「第６章 第３節 環境保全計画」）を作成し、組合に提出すること。
2．事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し組合に提出すること。
3．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
4．事業者は、環境保全に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第７節　作業環境保全報告

1．事業者は、作業環境保全計画（本要求水準書「第６章 第５節 作業環境保全計画」）を作成し、組合に提出すること。
2．事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、組合に提出すること。
3．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
4．事業者は、作業環境保全に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第８節　啓発活動等業務報告

1．事業者は、啓発活動等計画（本要求水準書「第７章 第２節 プラザ棟の維持管理業務」）を作成し、組合に提出すること。
2．事業者は、啓発活動等の実施結果を記載した啓発活動等報告書を作成し、組合に提出すること。
3．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と協議の上、決定すること。
4．事業者は、啓発活動等業務に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第９節　施設情報管理

１．事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を本業務期間に渡り適切に管理すること。

２．事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、組合の承諾を得ること。

３．本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上決定すること。

第 10 節　本施設の維持管理の記録に関する報告

１．事業者は、本施設の運営・維持管理状況に関する情報について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第９条の３第６項に基づき、組合が公表できるように、必要な情報を組合に提出すること。

２．提出内容及び頻度については、組合の指示に従うこと。

第 11 節　その他管理記録報告

１．事業者は、本施設の設備により管理記録が可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録計画を作成し、組合に提出すること。

２．事業者は、管理記録結果を記載した管理記録報告書を作成し、組合に提出すること。

３．計画、報告書の提出頻度・時期・詳細項目（電子データの種類・引渡方法を含む）については、組合と別途協議の上、決定すること。

４．事業者は、管理記録に関するデータを法令等で定める年数、または組合との協議による年数保管すること。

第 10 章　副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務

第１節　副生成物の資源化業務

１．本業務は、高効率ごみ発電施設の処理方式のうち、流動床式ガス化溶融方式及びシャフト式ガス化溶融方式の処理の過程で生成される副生成物を組合より有償で購入、または無償で引取った上で全量有効利用を図る業務を行う。なお、購入する場合の価格については、別途組合と事業者で協議して定める。

２．事業期間中において、副生成物を有償または無償で引取、有効利用を行うことができない場合、その処理、処分は組合が行う。ただし事業者は、処理、処分先及び運搬に係る関係法令等を満たすことを確認し、組合が指定する処理、処分先まで運搬を行うこと。この場合、事業者は、有効利用できない副生成物の処理、処分及び運搬に要する費用を組合へ支払うこと。

３．事業者は、副生成物の有効利用に係る全ての事務手続きを、自らの責任及び費用負担で行わなければならない。

４．事業者は、副生成物の有効利用に関して、有効利用先、有効利用方法及び有効利用量等についてモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を記録し組合へ報告すること。

第２節　焼却灰等の資源化業務

１．本業務は、本施設の処理の過程で排出される焼却灰等を資源化する業務であり、資源化企業までの運搬を含む業務である。

２．焼却灰等の資源化企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条に関連する当該市町村長の許可、第８条第１項の許可を受けていること。

３．事業者は、組合が行う関係官庁等への申請、資源化企業の契約事務手続き等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、焼却灰等の運搬業務係る申請等に関しては、事業者の責任により行うこと。

４．事業者は、焼却灰等の有効利用に関して、本施設からの排出量、有効利用先、有効利用方法及び有効利用量等についてモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を記録し組合へ報告すること。

５．事業期間中において、焼却灰等の資源化を継続することができない場合、その処理、処分は組合が行う。ただし事業者は、処理、処分先及び運搬に係る関係法令等を満たすことを確認し、組合が指定する処理、処分先まで運搬を行うこと。

　この場合、事業者は、資源化できない焼却灰等の処理、処分及び運搬に要する費用を組合へ支払うとともに、資源化費用より安価な処理、処分となった場合は、資源化費用との差額を組合へ返金することとする。

第３節　有価物の資源化業務

１．本業務は、本施設で回収した有価物を組合より有償で購入した上で全量有効利用を図る業務を行う。なお、購入価格については、別途組合と事業者で協議して定める。

２．事業期間中において、有価物を有償で購入し有効利用を行うことができない場合、その処

理、処分は組合が行う。ただし事業者は、処理、処分先及び運搬に係る関係法令等を満たすことを確認し、組合が指定する処理、処分先まで運搬を行うこと。この場合、事業者は、有効利用できない有価物の処理、処分及び運搬に要する費用を組合へ支払うこと。

3．事業者は、有価物の有効利用に係る全ての事務手続きを自らの責任及び費用負担で行わなければならない。

4．事業者は、有価物の有効利用に関して有効利用先、有効利用方法及び有効利用量について記録し、組合へ報告すること。

第 11 章　乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務

第１節　乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化業務

１．本業務は、構成市の資源化センター等に搬入された乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）が一定量になった時点で本施設に搬入されるので、受入管理、貯留及び引取業者への引渡までの業務である。また、引取先については、事業者が確保し、組合と協議して決定する。

２．事業者は、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化に係る全ての事務手続きを自らの責任及び費用負担で行わなければならない。

３．事業者は、引取量、資源化量に関してモニタリングを実施しモニタリング結果を記録し、組合へ報告すること。

第 12 章　その他関連業務

第１節　本施設の関連業務

事業者は、本要求水準書、事業提案書、特定事業契約書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第２節　清掃

１．事業者は、本施設の清掃計画を作成し、組合の承諾を得ること。清掃計画には、日常清掃の他、定期清掃等の全ての清掃を含むこと。

２．事業者は、本施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に来場者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

３．事業者は、本施設の敷地外の周回道路等について、「別紙３敷地外清掃等の範囲及び頻度」に示す範囲及び頻度を満たすとともに、道路及び側溝等の清掃・維持管理を行い、清潔に保つこと。

第３節　植栽管理

１．事業者は、本施設の植栽について、剪定・薬剤散布・水撒き等を記載した植栽管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。

２．事業者は、植栽管理計画に基づき、本施設内の植栽を適切に管理すること。

３．事業者は、本施設の敷地外の樹木剪定及び草刈り等について、「別紙３敷地外清掃等の範囲及び頻度」に示す範囲及び頻度を満たすとともに、適切に管理すること。

第４節　防火管理・防災管理

１．事業者は、「消防法」（昭和23年法律第186号）等関係法令に基づき、本施設の防火・防災上必要な管理者、組織等の防火・防災管理体制を整備すること。なお、体制の整備にあたっては、プラザ棟も含めること。

２．事業者は、整備した防火・防災管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

３．事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理・防災管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。

第５節　警備・防犯

１．事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。

２．事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

３．事業者は、本施設の警備を実施し、来場者の安全を確保すること。

第６節　災害時対応

事業者は、災害時においては、本組合が行う災害対応（避難スペース、風呂、食糧・飲料等

提供等）が適切に行われるように、本組合が指示する支援・協力を行うこと。

別紙 1 測定項目及び頻度

項目	測定項目	頻度
排ガス	①排ガス量 ②ばいじん濃度（集じん器出入口） ③硫黄酸化物 ④塩化水素 ⑤窒素酸化物 ⑥ガス組成 ⑦一酸化炭素	各炉６カ月に１回以上
	⑧ダイオキシン類（集じん器出入口）	各炉３カ月に１回以上
焼却主灰	①熱灼減量	各炉１カ月に１回以上
	②有害物質24項目（溶出試験）※3	各炉12カ月に１回以上
	③ダイオキシン類	各炉12カ月に１回以上
飛灰	①ダイオキシン類	12カ月毎に１回以上
飛灰処理物	①鉛（含有試験）	２カ月毎に１回以上
	②鉛（溶出試験）	２カ月毎に１回以上
	③有害物質24項目（溶出試験）※3	12カ月毎に１回以上
	④ダイオキシン類	12カ月毎に１回以上
溶融スラグ	①有害物質の溶出及び含有量試験※4	１カ月毎に１回以上
	②ＪＩＳ規格	１カ月毎に１回以上
鉄	①純度	12カ月毎に１回以上
アルミ	①純度	12カ月毎に１回以上
ごみ質※5	①ごみ組成分析（可燃ごみ）	３カ月毎に１回以上
	②ごみ組成分析（不燃ごみ）	
放流水	①排水処理後の水質　下水道放流基準項目	12カ月毎に１回以上
騒音・振動	①騒音・振動（敷地境界４ヶ所）	12カ月毎に１回以上
作業環境	①粉塵 炉室内 飛灰処理物等搬送コンベア付近 飛灰処理物貯留バンカ付近等	３カ月毎に１回以上 ・併行測定　１回/年以上 ・A測定　２回/年以上 ・B測定　２回/年以上
	②カドミウム ③鉛 ④水銀 ⑤二硫化炭素（キレート剤使用箇所）	６カ月毎に１回以上
	⑥ダイオキシン類（①粉塵と同一箇所）	12カ月毎に１回以上
悪臭	①悪臭（臭気指数及び22項目※6 敷地境界（風上側と風下側各１ヶ所）	12カ月毎に１回以上

	②悪臭（臭気指数及び22項目）※6 脱臭設備出口（１ヶ所）	６カ月毎に１回以上
周辺地下水	①pH ②鉛 ③砒素 ④フッ素 ⑤水銀 ⑥ホウ素	本施設の上流及び下流の地下水について、12カ月毎に１回以上

※１：上記の測定結果については、全て計量証明を取得すること。

※２：ばいじん濃度の定量下限は0.001g/㎥ N 以下とすること。

※３：上表の有害物質24項目は、以下のとおり。

1）アルキル水銀化合物、2）水銀又はその化合物、3）カドミウム又はその化合物、
4）鉛又はその化合物、5）有機リン化合物、6）六価クロム化合物、
7）ヒ素又はその化合物、8）シアン化合物、9）PCB、10）トリクロロエチレン、
11）テトラクロロエチレン、12）ジクロロメタン、13）四塩化炭素、
14）1,2-ジクロロエタン、15）1,1-ジクロロエチレン、16）シス-1,2-ジクロロエチレン、
17）1,1,1-トリクロロエタン、18）1,1,2-トリクロロエタン、
19）1,3-ジクロロプロペン、20）チウラム、21）シマジン、22）チオベンカルブ、
23）ベンゼン、24）セレン及びその化合物、

※４：溶融スラグの含有基準及び溶出基準の項目は、以下とすること。

1）カドミウム、2）鉛、3)六価クロム、4）砒素、5）総水銀、6）セレン、7）フッ素、
8)ホウ素

※５：ごみ質分析は、別紙２に示す方法のとおり。

※６：上表の悪臭物質22項目は以下のとおり。

1）アンモニア、2）メチルメルカプタン、3）硫化水素、
4）硫化メチル、5）二流化メチル、
6）トリメチルアミン、7）アセトアルデヒド、8）プロピオンアルデヒド、
9)ノルマルブチルアルデヒド、10）イソブチルアルデヒド、
11）ノルマルバレルアルデヒド、12）イソバレルアルデヒド、13）イソブタノール、
14）酢酸エチル、15）メチルイソブチルケトン、16）トルエン、17）スチレン、
18）キシレン、19）プロピオン酸、20）ノルマル酪酸、21）ノルマル吉草酸、
22）イソ吉草酸

別紙 2 ごみ質分析の方法

１．ごみ質の分析

ごみ質の分析は、可燃物、不燃物、軟質プラスチックごみについて「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月４日環整第95号）に準じ実施するものとし、以下の点について留意すること。

1-1 可燃ごみの分析

① 試料の採取

ごみピットより採取するものとする。

② 単位容積重量

1 試料につき３回実施し、それぞれの結果とその平均値を報告するものとする。

単位はkg／cm^3とする。

③ 種類組成分析

湿ベース及び乾ベースにて、次の「表１．可燃物ごみ種類組成分析項目一覧表」で指定した分類項目の重量比（%）を求めるものとする。

表１．可燃物ごみ種類組成分析項目一覧表

項 目	湿ベース	乾ベース
A．紙・布類	●	●
B．ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	●	●
Ｂ－１ ビニール・合成樹脂・ゴム類		●
Ｂ－１－１ 発泡スチロール		●
Ｂ－１－２ ペットボトル（ポリエチレン製）		●
Ｂ－１－３ その他		●
Ｂ－２ 皮革類		●
C．木・竹・ワラ類	●	●
D．厨芥類	●	●
Ｄ－１ 動植物性残さ		●
Ｄ－２ 卵殻・貝殻類		●
E．不燃物類	●	●
Ｅ－１ 金属類		●
Ｅ－２ 金属類以外の不燃物		●
F．その他	●	●

注） 1．当表の●印の項目について種類組成分析を行うものとする。

2．湿ベースの種類組成分析は、敏速に行い出来るだけ水分誤差を少なくすること。

3. 種類組成合計が100％とならない場合の操作方法

1) 詳細項目の内、最大値より順に調整対象とする。

2) 組成計算結果（％）の小数点以下第２位の値を加減する。

3) 表示された組成計算結果(％)が同一の場合は、2)の調整の影響が少ない値から行う。

4) 上記操作を行い、小数点以下第１位で丸めた値を報告値とする。

④ 成分組成分析

次の３成分の重量比（％）を求めるものとする。

1) 水分　(W)　(％)

2) 灰分　(a)　(％)

3) 可燃分（V)　(％)

⑤ 発熱量

発熱量は、ポンプ式発熱量計により乾物発熱量(H{kJ/kg}、高位発熱量(Hh{kJ/kg})をもとめ、次式により低位発熱量(Hl{kJ/kg})を求めるものとする。

Hl=Hh-4.18605×6×(W+9×V×7.9÷100)　　(kJ/kg-乾物)

W: 湿りごみ中水分　(％)

V: 湿りごみ中可燃分（％)

7.9: 可燃分(V)中の水素含有量（重量％)

また、1cal=4.18605J とし、kJ→kcal 換算値も併記するものとする。

注) 種類組成合計が100％とならない場合の操作方法

1) 詳細項目の内、最大値より順に調整対象とする。

2) 組成計算結果(％)の小数点以下第２位の値を加減する。

3) 表示された組成計算結果(％)が同一の場合は、2)の調整の影響が少ない値から行う。

4) 上記操作を行い、小数点以下第１位で丸めた値を報告値とする。

1-2 不燃物ごみの分析

① 試料の採取

組合指定の車両より採取するものとする。

② 種類組成分析及び単位容積重量分析

「表２．不燃物ごみ種類組成分析項目一覧表」で指定した分類項目の重量比（％）を求めるものとする。

表2. 不燃物ごみ種類組成分析項目一覧表

廃棄物分類					重量(kg)	容積(ﾘｯﾄﾙ)
大分類	中分類	細分類				
不燃ごみ	①陶器・石類					
	②金属類	容器包装	スチール缶	飲料缶		
				食料缶		
				その他		
			アルミ缶	飲料缶		
				食料缶		
				その他		
		容器包装外	その他鉄類			
			その他非鉄類			
	③ガラス類	容器包装	一升びん			
			ビールびん			
			その他生きびん			
			無色カレット			
			茶色カレット			
			その他カレット			
		容器包装以外	その他ガラス類			
	④その他					
	小計					
有害ごみ	⑤乾電池					
	⑥蛍光灯					
	⑦電球(水銀入りに限る)					
	⑧薬品・油脂・塗料					
	小計					
⑨家電製品						
合計						

③ 重量組成、容積組成の扱い方について

1. 種類組成合計が100%とならない場合の操作方法

1) 詳細項目の内、最大値より順に調整対象とする。

2) 組成計算結果(%)の小数点以下第２位の値を加減する。

3) 表示された組成計算結果(%)が同一の場合は、2)の調整の影響が少ない値から行う。

4) 上記操作を行い、小数点以下第１位で丸めた値を報告値とする。

2. 湿ベースの種類組成分析は､敏速に行い出来るだけ水分誤差を少なくすること。

別紙 3 敷地外清掃等の範囲及び頻度

敷地外清掃等の範囲及び頻度として、以下に示す内容・頻度・範囲を含むものとする。

内容	頻度	範囲
道路清掃	随時	本施設周辺
目久尻川法面	８月上旬及び12月中旬	本施設周辺
周辺側溝	週１回程度の見回り （必要に応じて清掃）	本施設周辺